

平成31年3月1日

「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」 の適用による予定価格の設定について

国は、平成30年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。

また、国は、平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した適正な予定価格を設定することが発注者の責務として位置付けられたことを踏まえ、予定価格への新労務単価の早期適用等を、各都道府県に対して要請しています。

東京都水道局においては、この要請の趣旨を踏まえ、今後公表する工事案件については速やかに新労務単価を適用するとともに、既に公表しているものについては予定価格を修正します。また、これらによることができない場合は、契約後に特例措置で対応することとします。特例措置の詳細については、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「平成31年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について」を御参照ください。

なお、当面の間、新労務単価を反映して予定価格を設定した工事案件については公表時にその旨を、公表後に新労務単価を適用して予定価格を修正したものについては指名通知時、資格確認結果通知時及び見積合せ通知時にその旨をお知らせします。

受注者の皆様におかれましては、これら取組の趣旨を御理解いただき、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への適切な賃金水準の確保及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約を、より一層徹底いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

水道局経理部契約課

直通 03-5320-6402